

揮発性有機化合物排出施設一覧 目次

市町村名	掲載ページ
市川市	p. 1
木更津市	p. 1
松戸市	p. 1
野田市	p. 1
茂原市	p. 1
成田市	p. 1
佐倉市	p. 1
旭市	p. 1
市原市	p. 1
八千代市	p. 1
君津市	p. 1
浦安市	p. 1
四街道市	p. 1
袖ヶ浦市	p. 1
白井市	p. 1
匝瑳市	p. 1
香取市	p. 1
多古町	p. 1
施設種別（項番号）について	p. 2

※掲載は市町村コード順。

揮発性有機化合物排出施設一覧（事業所一覧）

令和6年3月31日現在

- ※1：県管轄以外の地域（千葉市・船橋市・柏市）は除く
 ※2：施設種別（項番号）の欄に記載の数字は、大気汚染防止法施行令別表第1の2の番号(2ページ参照)
 ※3：一覧表の利用により生じた損害等について、千葉県では一切の責任を負いかねます

事業所名称	所在地	施設種別 (項番号)
株式会社淀川製鋼所 市川工場	市川市高谷新町5	3
アズマプレコート株式会社 市川工場	市川市塩浜2-30	3
日鉄鋼板株式会社東日本製造所市川地区	市川市高谷新町7-1	3
日鉄機能材製造株式会社 木更津エスパネックス工場	木更津市築地1番地	4
株式会社SUBARU 木更津事業所	木更津市吾妻地先 陸上自衛隊木更津駐屯地内	2
株式会社大成美術プリンティング松戸工場	松戸市上本郷237	4
サカティンクス株式会社 東京工場	野田市尾崎字横の内2291	8
株式会社城北鉄力印刷工業所関宿工場	野田市木間ヶ瀬2501-1	3 6
株式会社恵比寿加工野田はやま工場	野田市はやま12番地	4
株式会社メイワバックス 野田工場	野田市七光台135	4
株式会社レゾナック 五井事業所(野田)	野田市中里200番地	4
スリーエイ株式会社木間ヶ瀬工場	野田市木間ヶ瀬591-1	3
株式会社ジャパンディスプレイ茂原工場	茂原市早野3300	8
株式会社横河システム建築茂原工場	茂原市にいほる工業団地11番外	2
クレアナイト株式会社成田事業所	成田市新泉13番1号	3
新邦工業株式会社 千葉工場	成田市新田262番地	6
古河ユニック株式会社 佐倉工場	佐倉市太田字外野2348	2
東京レンタル株式会社佐倉機械センター	佐倉市太田字外野2366-19	2
朋和産業株式会社 干潟工場	旭市さくら台1-4	4 7
三井化学株式会社市原工場	市原市千種海岸3番地	9
デンカ株式会社千葉工場	市原市五井南海岸6番地	4
AGC株式会社 千葉工場	市原市五井海岸10番地	9
丸善石油化学株式会社千葉工場	市原市五井南海岸3番地	9
株式会社レゾナック五井事業所	市原市五井南海岸14番地	3
ティー・エム・ターミナル株式会社市原事業所	千葉県市原市八幡海岸通74-1	9
富士電機株式会社 千葉工場	市原市八幡海岸通7番地	2
宮地エンジニアリング株式会社千葉工場	市原市八幡海岸通3番地	2
UBEエラストマー株式会社千葉工場	市原市五井南海岸8番地1	1
株式会社ENEOSマテリアル千葉工場	市原市千種海岸5番地	1
株式会社日商グラビア	八千代市上高野1436-2	4 7
東邦シートフレーム株式会社 八千代事業所	八千代市上高野1812	3
信和産業株式会社	八千代市吉橋1077-14	4
日本製鉄株式会社東日本製鉄所君津地区	君津市君津1番地	2 3
日鉄建材株式会社 君津鋼板工場	君津市君津1番地	5
東京ディズニーリゾート	浦安市舞浜1-1	2
住友重機械建機クレーン株式会社 東京サービス工場	四街道市たかの社14-11	2
住友化学株式会社 千葉工場(袖ヶ浦地区)	袖ヶ浦市北袖9番1	1 9
株式会社横河システム建築 千葉工場	袖ヶ浦市南袖11	5
株式会社進富 河原子工場	白井市河原子358-1	2
リンテック株式会社 千葉工場	匝瑳市みどり平11番地	4
ジェイフィルム株式会社 成田工場	香取市岩部179-93	4
ジェイフィルム株式会社 成田第2工場	香取市岩部2065-1	4
トーケミ加工有限会社成田工場	多古町大門382-1	4

揮発性有機化合物排出施設の種類

(大気汚染防止法施行令別表第1の2より)

項	施設の種類	施設の規模
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力が3,000 m ³ /時以上のもの
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が100,000 m ³ /時以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が10,000 m ³ /時以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板，粘着テープ・粘着シート，はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000 m ³ /時以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が15,000 m ³ /時以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 7,000 m ³ /時以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が27,000 m ³ /時以上のもの
8	工業製品の洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄剤が空気に接する面の面積が 5 m ² 以上のもの
9	ガソリン，原油，ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000 kl以上のもの